

南陽市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

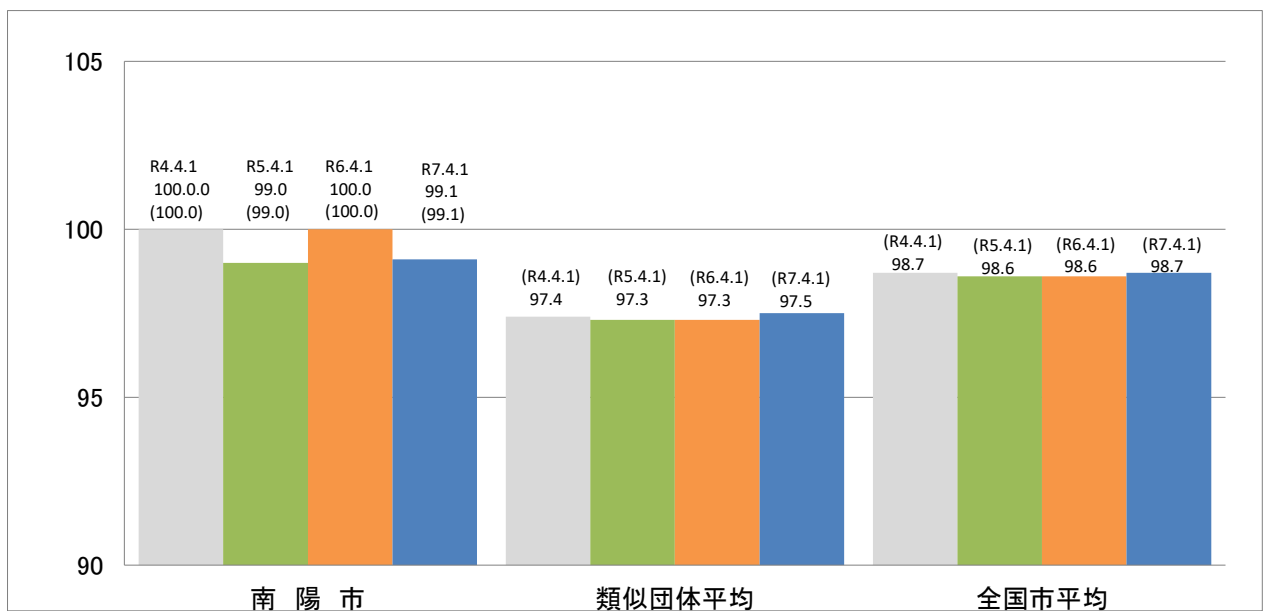
区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 29,070	千円 17,928,329	千円 963,641	千円 2,718,316	% 15.2	% 14.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 243	千円 1,013,225	千円 182,962	千円 433,165	千円 1,629,352	千円 6,705	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況(南陽市は人事委員会を設置していないため未記載。)

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(県の人事委員会規則に合わせて実施済み)

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、県の人事委員会の内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

③ その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項(特になし)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南陽市	42.1 歳	332,300円	381,640円	377,757円
山形県	43.4 歳	336,000円	413,300円	363,000円
国	41.9 歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.6 歳	327,221円	383,976円	354,371円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
南陽市	55.3 歳	13 人	348,600 円	360,309 円	355,170 円
うち用務員	55.8 歳	6 人	336,300 円	348,950 円	343,400 円
うち学校給食員	52.8 歳	4 人	358,300 円	372,650 円	367,900 円
山形県	54.0 歳	405 人	333,500 円	370,200 円	349,700 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	52.3 歳	10 人	312,166 円	339,859 円	325,721 円

区分	民間			参 考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	C / D
用務員	用 務 員	50.2 歳	229,300 円	1.52	6,103,068 円	3,141,800 円	1.94
学校給食員	調 理 師	45.6 歳	231,400 円	1.61	6,442,163 円	3,104,500 円	2.08

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(令和4年～令和6年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではないことに留意すること。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与その他の特別給与額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南陽市	48.9 歳	344,610円	356,775円	358,717円
山形県	43.2 歳	371,000円	403,300円	－円
類似団体	40.8 歳	314,249円	348,456円	－円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		南 陽 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	222,900円	222,900円	220,000円
	高 校 卒	189,700円	189,700円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	－	185,100円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

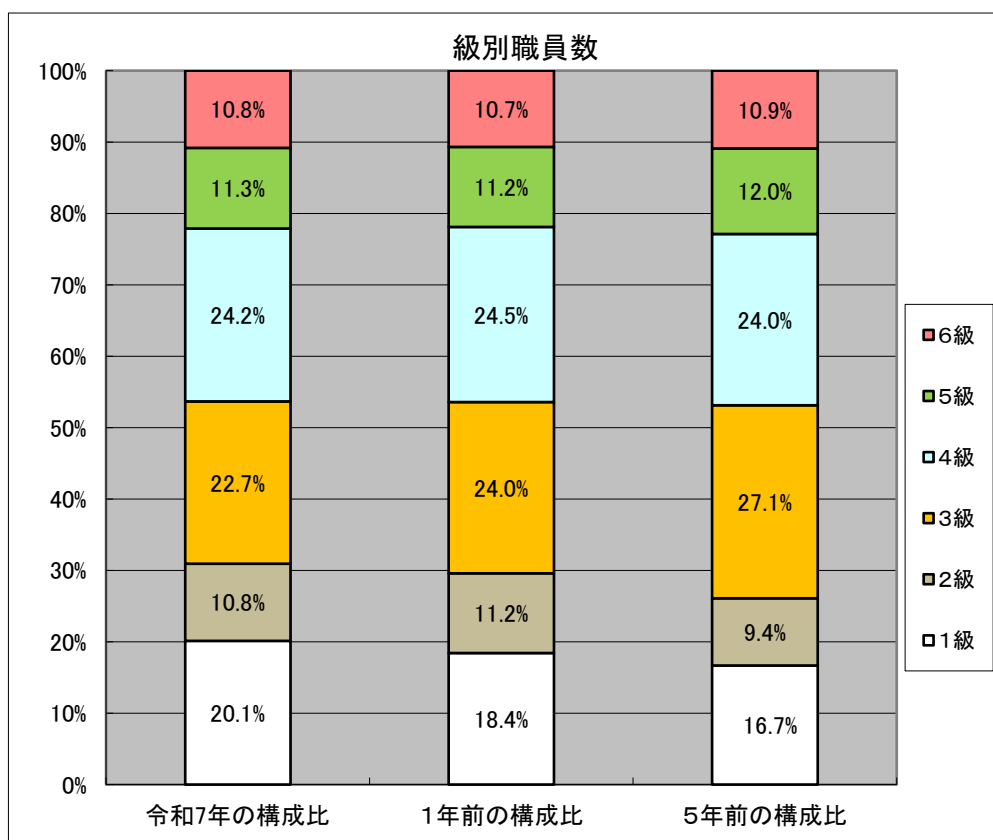
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	297,200 円	368,667 円	376,400 円	364,067 円
	高 校 卒	267,500 円	331,400 円	342,800 円	394,180 円
技能労務職	高 校 卒	－	－	－	－

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

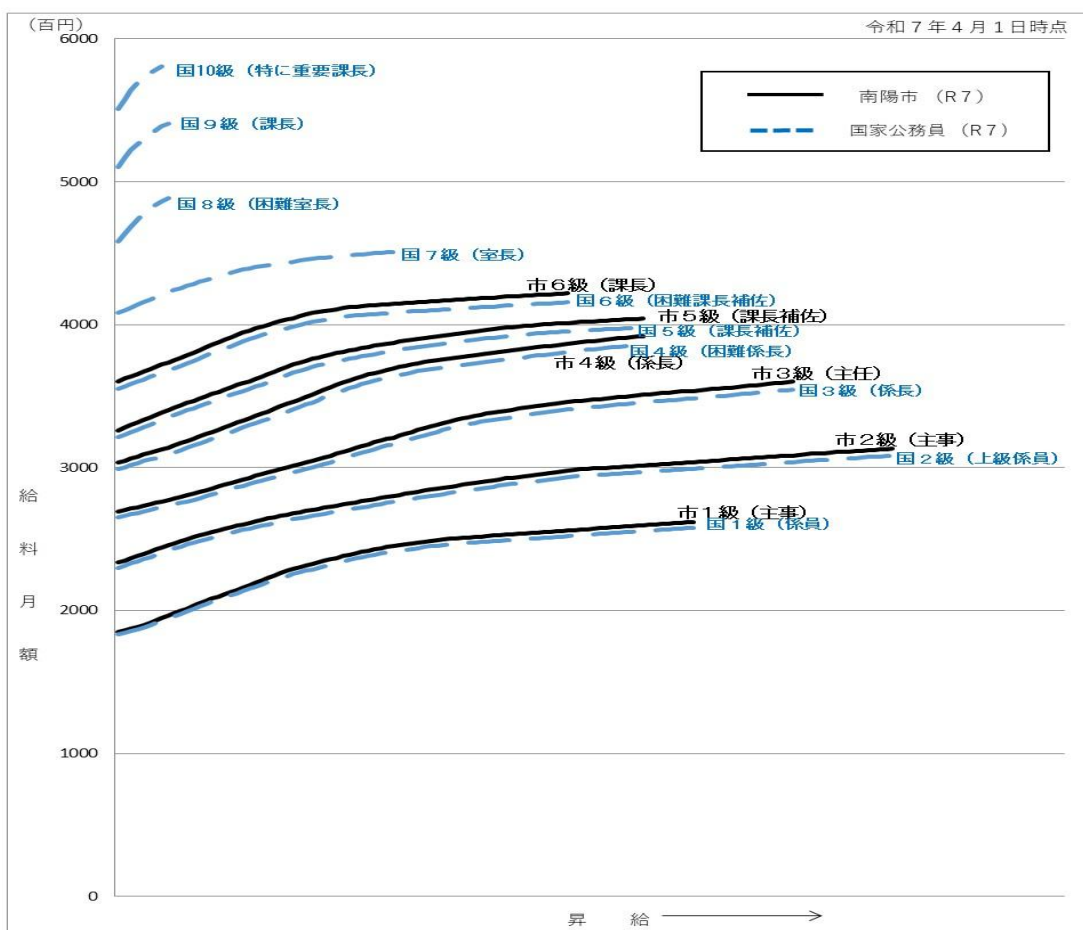
区分	標準的な職務容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	人 39	% 20.1	円 185,100	円 262,100
2級	主事	人 21	% 10.8	円 233,600	円 313,300
3級	主任	人 44	% 22.7	円 269,300	円 360,100
4級	係長	人 47	% 24.2	円 303,400	円 392,000
5級	課長補佐	人 22	% 11.3	円 326,200	円 404,300
6級	課長	人 21	% 10.8	円 360,600	円 422,000

- (注) 1 ○○市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（南陽市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南陽市	山形県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,667千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,761千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(南陽市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

南陽市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額 19,485千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(2) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		598千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		598千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都23区	20%	1人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		99.1 (99.1)	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

平成20年4月から特殊勤務手当は全廃した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	68,382千円
職員1人当たり平均支給額（令和6年度決算）	472千円
支給実績（5年度決算）	66,393千円
職員1人当たり平均支給額（令和5年度決算）	436千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		16,008千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		69,300円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
規則で定める地域	世帯主で扶養親族のある職	19,800円
	世帯主で扶養親族のない職	11,400円
	その他の職員	8,200円

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たりの平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ○配偶者 3,000円 ○子 11,500円 ○子（16歳年度初め～22歳年度末）	同じ	—	千円 24,458	円 284,400

	加算 ○配偶者・子以外の扶養親族	5,000円 6,500円				
住居手当	借家又は自宅に居住する職員に支給 家賃（月額14,000円を超える家賃）を 払っている職員 最高28,000円	一部異 なる	支給額	千円 8,596	円 296,400	
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員 に支給 ○交通機関を利用して通勤する職員 55,000円以内 ○自動車などを使用して通勤する職員 （使用距離に応じて支給） 28,300円以内	一部異 なる	自動車 等使用 職員の 距離区 分及び 支給上 限	千円 11,328	円 70,800	
単身赴任 手当	異動に伴って転居し、やむを得ない 事情により配偶者と別居して単身で 生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ 月額23,000円～68,000円を支給	一部異 なる	支給額	千円 -	円 -	
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に支 給 課長級職員に支給 51,900円/月	同じ	-	千円 14,324	円 622,800	

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	828,000円 (920,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 985,000円/391,500円
	副 市 長	695,000円	790,000円/420,000円
報 酬	議 長	455,000円	545,000円/230,000円
	副 議 長	405,000円	475,000円/200,000円
	議 員	380,000円	442,000円/180,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和6年度支給割合) 3.4月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.4月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×0.567×勤続月数	(1期の手当額) 25,038,720円 (支給時期) 在職中通算と毎期毎か らの選択制
	副 市 長	給料月額×0.331×勤続月数	11,042,160円 在職中通算と毎期毎か らの選択制

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

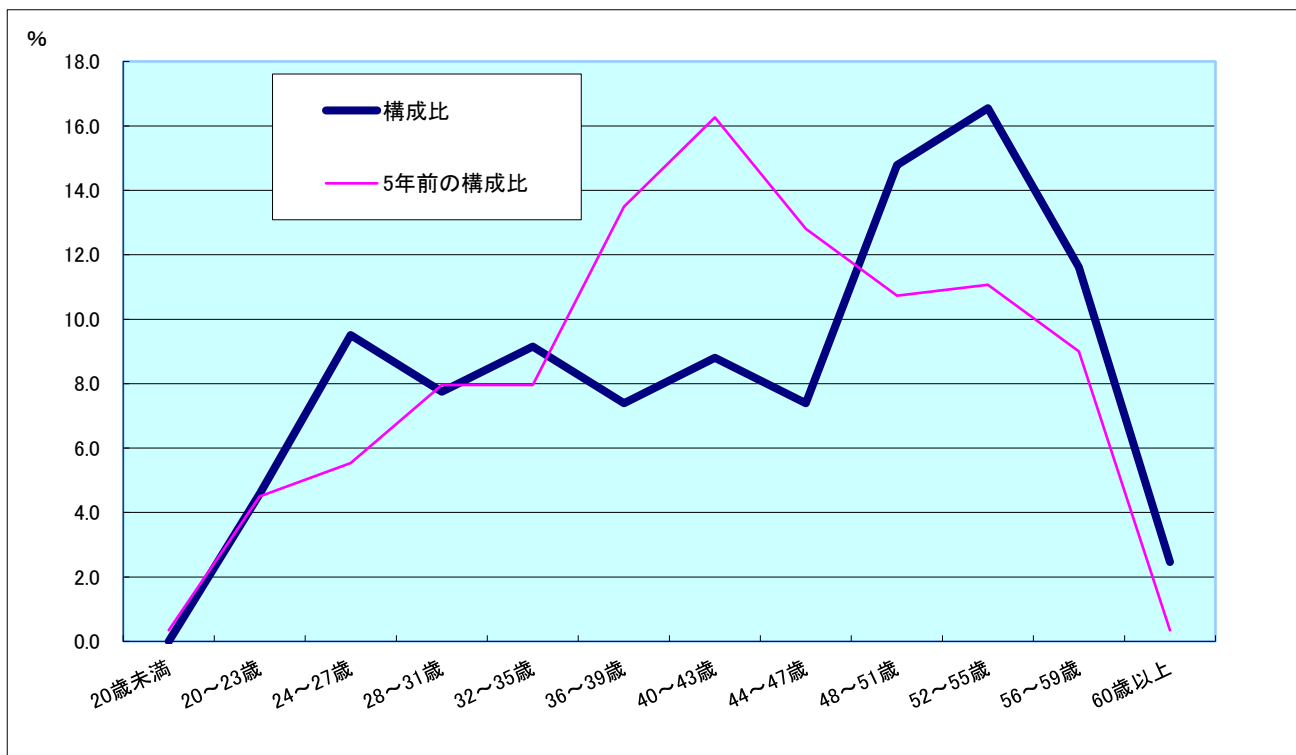
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4		新規採用によるもの
		総 務	64	67	3	
		税 務	18	18		
		農 水	22	22		
		商 工	13	13		
		土 木	23	21	▲2	
	民 生	29	28	▲1	退職によるもの	
	衛 生	19	19			
	小 計	192	192		[参考：一般行政] 人口1万人当たり職員数66.05人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 86.20人)	
	教 育 部 門	55	51	▲4	退職によるもの	
	消 防 部 門	0	0			
	小 計	247	243	▲4	[参考：普通会計] 人口1万人当たり職員数83.81人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.56人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道 下 水 道 国 保 介 護 そ の 他	水 道	9	9		
		下 水 道	9	9		
		国 保	10	10		
		介 護	8	9	1	
		そ の 他	1	1		
小 計	37	38	1			
合 計			284	281	▲3	
			[401]	[401]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	18人	24人	23人	21人	27人	24人	21人	28人	51人	35人	9人	281人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	189	192	191	193	192	192	3(1.6%)
教育	59	56	54	52	55	51	▲8(▲14.5%)
普通会計計	248	248	245	245	247	243	▲5(▲2.0%)
公営企業等会計計	37	37	37	37	37	38	1(2.7%)
総合計	285	285	282	282	284	281	▲4(▲1.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
6年度	千円 645,050	千円 116,183	千円 40,604	% 6.3	% 6.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 15,366千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	市町村 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 8	千円 35,931	千円 3,264	千円 14,532	千円 53,727	千円 6,716	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南陽市	46.4 歳	359,856円	516,721円
団体平均	45.8 歳	345,838円	524,813円
事業者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南陽市		南陽市（一般行政職）	
1人あたり平均支給額（令和6年度） 1,630 千円		1人あたり平均支給額（令和6年度） 1,667 千円	
（6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.1月分 (1.0)月分		（6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.1月分 (1.0)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

南陽市			南陽市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円			19,485千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			— 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

平成20年4月から特殊勤務手当は全廃した。

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	839 千円
職員1人当たり平均支給額（6年度決算）	93 千円
支給実績（5年度決算）	983 千円
職員1人当たり平均支給額（5年度決算）	109 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ○配偶者 3,000円 ○子 11,500円 ○子（16歳年度初め～22歳年度末）加算 5,000円 ○配偶者・子以外の扶養親族 6,500円	同じ	—	918千円	230,000円
住居手当	借家に居住する職員に支給 家賃（月額14,000円を超える家賃）を払っている職員 最高28,000円	同じ	—	0千円	0円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給	同じ	—	253千円	50,600円

	○交通機関を利用して通勤する職員 55,000円以内 ○自動車などを使用して通勤する職員 (使用距離に応じて支給) 28,300円以内				
単身赴任 手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情 により配偶者と別居して単身で生活する 職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ 月額23,000円～68,000円を支給	同じ	—	—	—
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員に支給 51,900円/月	同じ	—	623千円	622,800円
寒冷地 手当	全職員に11月から翌年3月までの間支給 世帯主で扶養親族のある職員19,800円 世帯主で扶養親族のない職員11,400円 その他の職員 8,200円	同じ	—	631千円	70,089円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	996,851	545	28,757	2.9	2.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 25,795千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均給与額
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 9	千円 34,822	千円 2,894	千円 13,315	千円 51,031	千円 5,670	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南陽市	43.9歳	326,300円	459,177円
団体平均	44.6歳	342,377円	516,175円
事業者		— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南 陽 市	南陽市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,630 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,667 千円
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

南 陽 市	南陽市（一般行政職）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 1人当たり平均支給額 — 千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 1人当たり平均支給額 19,485千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

平成20年4月から特殊勤務手当は全廃した。

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	386 千円
職員1人当たり平均支給額（6年度決算）	48 千円
支給実績（5年度決算）	491 千円
職員1人当たり平均支給額（5年度決算）	55 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ○配偶者 3,000円 ○子 11,500円 ○子(16歳年度初め～22歳年度末) 加算 5,000円 ○配偶者・子以外の扶養親族 6,500円	同じ	—	445千円	148,333円
住居手当	借家に居住する職員に支給 家賃(月額14,000円を超える家賃)を払っている職員 最高28,000円	同じ	—	1,152千円	288,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関を利用して通勤する職員 55,000円以内 ○自動車などを使用して通勤する職員(使用距離に応じて支給) 28,300円以内	同じ	—	337千円	56,167円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額23,000円～68,000円を支給	同じ	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員に支給 51,900円/月	同じ	—	—	—
寒冷地手当	全職員に11月から翌年3月までの間支給 世帯主で扶養親族のある職員 19,800円 世帯主で扶養親族のない職員 11,400円 その他の職員 8,200円	同じ	—	574千円	63,777円